書面による計算報告

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００８号

横浜市神奈川区新子安１丁目32番５号

清算株式会社　ＳＫ興産株式会社

１　決定年月日　令和８年３月18日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第１４号

静岡県藤枝市高柳1627番地の１

清算株式会社　株式会社エムテック

１　決定年月日　令和８年３月19日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第４号

滋賀県守山市守山４丁目13番７号

清算株式会社　株式会社メディケア

１　決定年月日　令和８年３月18日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

大津地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２１００号

東京都千代田区丸の内１丁目９番２号

清算株式会社　株式会社浮田

代表清算人　西川　良和

１　決定年月日　令和８年３月18日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、株式会社浮田（以下「清算株式会社」という）に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除く債権（以下「協定債権」という）とする。

２　利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

３　弁済の方法及び端数の処理

⑴　弁済の方法

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。

⑵　弁済における端数の処理

協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。

第２　協定債権の弁済及び放棄

１　協定債権の弁済

清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。

２　協定債権の放棄

各協定債権者は、上記１の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記１の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。

３　追加弁済

上記１による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記２による放棄の効力は失われるものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始